

一般社団法人日本健康倶楽部定款

平成25年	4月	1日	制定
平成26年	6月	26日	一部改正
平成27年	6月	25日	一部改正
令和元年	6月	21日	一部改正
令和2年	6月	30日	一部改正
令和3年	6月	25日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本健康倶楽部と称する。

(事務所等の設置)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て必要な地に従たる事務所（以下、「支部」という。）を別表の地に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の協力のもとに、健康の保持増進に関する各種の事業を推進することにより、国民の健康の積極的増進ならびに疾病を予防及び改善することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康の保持増進に関する方法の調査、研究および開発
- (2) 健康の保持増進に関する知識の普及啓発
- (3) 健康の保持増進のための診療施設及び健康増進施設の設置および運営
- (4) 健康の保持増進のための専門指導員の養成
- (5) 健康の保持増進に関する健康診断の実施並びに疾病の予防及び改善の実施
- (6) 健康の保持増進に関する健康相談及び指導の実施
- (7) 各種健康法の実践および普及
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、主たる事務所及び全国に設置した支部において全国で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 : 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 : 当法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は法人
 - (3) 特別会員 : 当法人に功績のあった者又は学識経験者で、社員総会で推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。

(正会員等の資格取得)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 正会員の入会は、社員総会において定める「正会員の入会及び退会に関する規則（以下、「会員規則」という。）」に定める基準により、理事会においてその可否を決議し、社員総会の決議をもって承認する。
- 3 賛助会員及び特別会員の入会は、社員総会において定める会員規則に定める基準により、理事会の決議をもってその可否を決定する。
- 4 第2項または第3項に基づいて会員の入会が承認または決定された場合には、その旨を入会者本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、会員規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会員規則に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、会員規則に基づく退会申込書を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により除名となる。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

- 2 前項に規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務をその一部でも履行しないとき
- (2) 総社員が同意したとき

- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- (4) 退会したとき
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (6) 第9条の定めに基づき除名されたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の入会及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要のある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。代表理事が複数ある場合の招集権者は、理事会においてこれを定める。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事が務める。ただし、代表理事が複数あるときは、理事会の定める順序による。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

4 社員は、当法人の他の社員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。代理人に議決権を行使させようとする社員は、社員総会ごとに代理人を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、出席した代表理事が議事録署名人として、署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、3名以内を代表理事とし、必要に応じた人数を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事会の決議によって、理事のうちから、代表理事、業務執行理事及び担当理事を選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事のうちから、会長、副会長、理事長を置くことができる。
- 5 代表理事以外の業務執行理事のうち、1名以内の専務理事及び3名以内の常務理事を置くことができる。
- 6 代表理事及び業務執行理事の業務の分掌及び権限は、本条の定めるところによるほか、別途に理事会が定める当法人の職務権限規程による。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

- 第25条の2 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(支部長、名誉会長及び特別顧問)

第26条 当法人に支部長、名誉会長及び特別顧問を置くことができる。

2 支部長は、理事会の決議により選任され、別途に理事会が定める当法人の職務権限規程による所管業務を処理する。

3 名誉会長は、社員総会の決議により選任される。名誉会長は、当法人の業務の執行に関し必要な助言を与えることができる。

4 特別顧問は、理事会の決議により選任される。特別顧問は、理事会に助言することができる。

5 名誉会長及び特別顧問の任期、解任及び手当は、第23条、第24条及び第25条の理事に関する規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」とあるのは、それぞれ「名誉会長」及び「特別顧問」と読替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 第20条第2項に規定する代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事が複数ある場合の招集権者の順序は、理事会がこれを定める。

2 すべての代表理事が欠けたとき又はすべての代表理事に事故のあるときは、理事会の定めるところにより他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれを務める。

2 すべての代表理事が欠けたときまたはすべての代表理事に事故のあるときは、理事会の定めるところにより他の理事が議長を務める。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、出席した代表理事及び監事を議事録署名人とし、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始に日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

第10章 補則

(委任)

第41条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の代表理事は、大坪修、江川洋及び山本茂とし、最初の業務執行理事は、井端春夫とする。

(別表)

従たる事務所（支部）の所在地

北海道支部	北海道札幌市
東京支部	東京都江戸川区
茨城支部	茨城県神栖市
千葉支部	千葉県佐倉市
横浜支部	神奈川県横浜市
浦和支部	埼玉県さいたま市
北陸支部	富山県富山市
兵庫支部	兵庫県高砂市
和田山支部	兵庫県朝来市
エヒメ支部	愛媛県松山市
山口支部	山口県周南市
北九州支部	福岡県北九州市
福岡支部	福岡県福岡市
長崎支部	長崎県諫早市
熊本支部	熊本県熊本市
宮崎支部	宮崎県宮崎市
鹿児島支部	鹿児島県日置市
沖縄支部	沖縄県沖縄市